

群馬県屋外広告物条例施行規則の改正案について

規則改正案のポイント

景観誘導地域(※)の指定

- (1) 甘楽町景観誘導地域（詳細は資料1のとおり）

現在整備中である上信越自動車道（仮称）甘楽PAスマートIC周辺は、高速道路から降りてきた訪問客が最初に目にする甘楽町の風景となり、甘楽町の玄関口としてふさわしい景観形成が求められる地域であることから、景観誘導地域に指定することにより、景観の保全を図ります。

甘楽町景観誘導地域では景観に配慮した自家広告物の設置基準を盛り込んだ屋外広告物の許可基準の特例を設定します。

- (2) 上信自動車道景観誘導地域（詳細は資料2のとおり）

現在整備中である上信自動車道において、一部の未供用区間、八ッ場バイパス及び長野原バイパスについては既に景観誘導地域に指定されています。

今回、未供用区間である吾妻東バイパスの道路区域決定に伴い、吾妻東バイパスを景観誘導地域に追加指定します。

追加指定区域の許可基準については、指定済み区間に準じます。

(※)「景観誘導地域」の制度は、観光ルート等における良好な景観形成を図り、観光県ぐんまの魅力を高めることを目的に新設。（群馬県屋外広告物条例の一部改正/H29.4施行）

景観誘導地域に指定された地域では、地域の景観特性に応じた屋外広告物の許可基準の特例を設けることが可能。

【景観誘導地域の指定済み地域】

上信自動車道の未供用区間（渋川市渋川地先～東吾妻町松谷地先）

※ただし、道路区域の決定がされていない区間を除く。

上信自動車道の供用区間（八ッ場BP・長野原BP）

全体スケジュール

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 令和元年11月 | パブリックコメントの実施 |
| (2) 令和2年2月 | 屋外広告物条例施行規則の一部改正 |
| (3) 令和2年4月 | 改正屋外広告物条例施行規則の施行 |